

## 三次市教育委員会会議録

1 日 時 令和元年7月19日(金)

開会 午後4時00分

閉会 午後5時30分

2 会 場 三次市役所本館 6階 603会議室

3 出席委員 教 育 長 松 村 智 由

委 員 小 根 森 直 子

委 員 藤 原 博 巳

委 員 深 水 顕 真

委 員 井 岡 直 美

4 出席職員 教 育 次 長 長 田 瑞 昭

学校教育課長 大 原 哲 也

教育委員会事務局付課長 赤 木 実

文化と学びの課長 古 矢 俊 彦

教育委員会事務局付課長 廣 瀬 恭 子

学校教育課付係長 藤 井 清 美

学校教育課指導主事 臺 明 子

文化と学びの課主任 迫 あ す か

5 議事日程

(1) 議案第14号 三次市就学指導委員会規則の一部改正について

(2) 議案第15号 三次市立小・中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針について

(3) 報告1 文化活動の方針について

(4) 報告2 令和元年度通級による指導に係る児童の状況について(非公開)

(5) 報告3 教職員の人事について(非公開)

教育委員会事務局付課長 ただいまから教育委員会会議を開会する。まず、教育長の報告をお願いします。

松村教育長 今日は1学期の終業式であった。昨日から急に洪水警報が発令されたが、今朝4時5分に注意報となったので、無事1学期を終えることができた。2学期の始業式は8月26～29日となっている。大きな事故もなく、無事1学期を終えることができた。8月3日(土)には、三次青年会議所が主催する子ども市議会が開催される。11校から22人の児童が参加し16問の問いが出ている。以上である。

教育委員会事務局付課長 それでは、以降の進行を教育長にお願いします。

松村教育長 これから議事に移るが、本日の議題のうち、報告2及び報告3については、個人情報または人事案件を含むものであるため公開になじまないものと判断する。ついては、三次市教育委員会会議規則第14条第1項により非公開にしたいと思うので、皆さんにお諮りする。異議はないか。

委員一同 一異議なし一

松村教育長 それでは報告2及び報告3については非公開とする。本日の教育委員会会議へ傍聴の申し出がある。三次市教育委員会傍聴規則第2条による傍聴の手続きをしているため、三次市教育委員会会議規則第14条第1項により傍聴を許可することとしてよいか。

一意義なし一

委員一同 傍聴者は、手元の注意事項をよく読み、傍聴をお願いします。報告2及び3については、非公開とすることで確認した。議案第14号について、事務局の説明を求める。

教育委員会事務局付課長 議案第14号、三次市就学指導委員会規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。委員の身分を明確にし、報酬及び費用弁償を明確にするために、次のように改正の提案を行う。第3条の見出しの「委員」について、「の身分及び任命」を加え、同条を、同条第2項とし、同条に第1項として、「委員は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする」を加える。また、第8条を第9条とし、第4条から第7条までを、1条ずつ繰り下げ、第3条の次に、「報酬

及び費用弁償」，第4条として，「委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は，三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例附則第3項及び別表第1 その他条例・規則等で定める委員会の委員の項を適用する」を加える。以上である。

松村教育長 質問，意見はあるか。

深水委員 今までは，費用弁償及び報酬をどのようにしていたか。

教育委員会事務局付課長 今までは，規則で定める委員ということで，市の条例に基づき別表第1で報酬を支払っていた。しかし，再検討する中で，身分をしっかりと位置付けたほうが良いという意見をいただいたため，見直した。

深水委員 内容的には変わらないのか。

教育委員会事務局付課長 変わらない。

松村教育長 それでは，議案第14号について，承認してよいか。

委員一同 ー承認ー

松村教育長 続いて，議案第15号について，事務局の説明を求める。

学校教育課付係長 議案第15号，三次市立小・中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針について，別添のとおり提案する。本方針案については，4月の教育委員会会議において，素案の提案を行っている。その後，5月の校長会役員との協議会，6月の校長会，6月の校長会役員との協議会，更に7月の校長会，校長会長との協議を複数回経て，学校からの意見をもらい，加筆・修正してきたものを本日提案する。方針の趣旨に示しているが，学校における働き方改革を推進する目的は，教師が健康で，生き活きとやりがいをもって働き，子どもと向き合う時間を確保することで，教育の質を上げることである。つまり，子どものためになることである。この趣旨を，真に実現させるために，三次市の取組の方針のまとめたものが，この「三次市の方針」である。そして，具体的に何をするのかをまとめたものが，「方針に係る取組内容」である。この取組内容は三次市として取り組む内容を，大きく4つに分け章立てし，具体をその下に記載している。取り組む内容は，「教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備」である。これには，例えば，学校で，担任等に変更りプリントの印刷業務を行う教務事務支

援員の配置，I C T機器の整備がある。具体的な取組内容の2つ目は，「部活動指導に係る教職員の負担軽減」である。1週間に2日の部活動休養日を設ける，土日の部活動時間への20時間の制限を設けることなどを挙げている。3つ目は，「学校における組織マネジメントの確立」である。例えば，学校にあるいろいろな委員会について，同じような内容を扱う委員会を合同とする，構成メンバーを統一するなどを挙げている。4つ目は，「教職員の働き方に対する意識の醸成」である。一斉退校日の推進や，一斉閉庁期間の設定などを入れている。一斉閉庁期間の設定は，8月のいわゆる盆前後の原則3日間を夏季一斉閉庁日とすると説明しているが，この説明を読む人，学校，教職員によって，どの3日間なのか，他の学校と合わせなくてはいけないのかなどの疑問や，捉え方の違いが生じるかもしれない。そこで，三次市として，どの学校でも，どの職員も同じ視点，解釈で，この方針に基づいた取組を推進するために，方針に係るQ&Aを作成した。このQ&Aは，文部科学省が作成し，ホームページにアップされているものをベースに，作成した。素案ができた段階で，校長会役員へ送付し，目を通してもらっている。問1は，方針策定の趣旨を，問2は，方針の趣旨にある「子どもと向き合う時間」の具体を記載している。続く問3から問24までは，読む人や学校によって捉え方に違いが生じる可能性があるものについて，多少付け加えをしているが，文部科学省が作成したQ&Aと，ほぼ同様のものである。問25から問28までは，三次市として取り組む具体内容についてのQ&Aである。以上が説明である。教師が健康で生き活きとやりがいをもって働くことで，子どもたちに質の良い教育が提供でき，これからの三次の未来を担う人材を育成することができるよう，働き方改革を推進していきたいと考えている。以上である。

松村教育長

議案第15号について，質問，意見はあるか。

小根森委員

「留守番電話の導入」について，私は賛成であるが，時間など具体的なことはどうか。

教育委員会事務局付課長

時間外の教職員の負担を減らすための対応であるが，現在，学校の電

話は調査を行っている段階である。機種によっては、ボタン1つで留守番電話に変わるものもあれば、複雑なものもある。これを業者が調査しているところである。調査が終了し次第、導入を考える。時間については、今後検討し、学校へ周知する。

小根森委員 電話の転送なども、これからということか。

教育委員会事務局付課長 現在、校長会等で意見をもらっているのは、留守番電話というよりも応答のみの電話が良いのではないかとということである。それも含め今後検討して意向を考えている。

松村教育長 実際に、これを導入していく時に、学校現場が使いやすいものにしていかなくてはいけないということがある。県立高校のような年齢の高い生徒であればよいのであるが、小学校1年生の保護者の方の心配は、幅広いものがあると考え。そのあたりも学校長から意見を聞く中で、整理し進めていこうとしている。具体が決まるなどしたら報告する。これまで、回を重ね検討してきた教職員の勤務時間の上限に関する方針に関わり、案が付いたものを提示しているが、今後、案を取った形で、各学校へ周知・徹底をしていきたいということで、議案の審議を行う。議案第15号、三次市立小・中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針について、案を取り、学校へ周知・徹底することとしてよろしいか。

委員一同 一承認一

松村教育長 委員の承認があったので、事務局は、今後の事務処理を行うこと。続いては、協議・報告事項についてである。報告1、文化部活動の方針について、事務局の説明を求める。

教育委員会事務局付課長 報告1、三次市の文化部活動の方針について、別紙のとおり報告する。運動部活動方針については、4月に方針を作成し、4月12日付で各中学校へ通知した。どの学校もこの方針に則り、部活動が適切に実施されているところである。現在、各学校には文化部があるが、文化部は、運動部活動方針に則り、準じた形で活動を行っている。しかし、運動部活動と文化部活動では、その特色や課題が異なるため、文化庁で、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが策定され、

これを受ける形で、広島県教育委員会が、今年度の6月に文化部活動の方針を策定した。このガイドラインは、運動部活動のガイドラインに定めた内容をベースに策定されている。三次市としても、この広島県教育委員会が策定した文化部活動の方針に基づき、方針を策定した。この方針については、適切な運営のための体制整備、適切な休養日等の設定など、生徒の発達段階や、教師の勤務負担の軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間について示したものである。具体的には、休養日は、運動部活動の方針と同じく、平日1日、週休日のどちらか1日以上、週当たり2日以上設けるとしている。また、活動時間は、運動部と同じく、平日が2時間程度、週休日を含める休業日は3時間程度と定めている。以上である。

松村教育長

質疑はあるか。

深水委員

文化部の場合、運動系と兼務ということがあるが、その場合の記述はあるか。

教育委員会事務局付課長

運動部と文化部を兼務している子どもはいると思うが、特に兼務の場合の明記は行っていない。運動部で活動する場合、文化部で活動する場合、この活動の方針に則ってということである。

深水委員

活動時間の平日2時間は、文化部と運動部で4時間になってしまう可能性があるのではないか。

教育委員会事務局付課長

現在確認しているところであるが、子どもたちは、文化部と運動部の活動を同じ日に行っていないので、合わせて4時間という実態はないと把握している。

松村教育長

大事なところは、本方針策定の趣旨に示してあることである。運動部についてもそうであったが、しっかりと生徒にとっての部活動の環境を構築するということである。文化部もこれを行うということである。趣旨はしっかりと申し添え、学校へ伝え、指導していただきたい。また、小学校の段階においても、学校教育の一環として行われる場合は、児童の発達段階、教師の勤務時間軽減の観点をしっかりと考慮するということを明記している。休養日、活動時間を確認し、指導を行うようお願いしたい。それでは、報告1については、これを各学校へ周知・

徹底を図っていくということでしょうか。

委員一同

—承認—

松村教育長

それでは、事務局は最終的に詰め、配布すること。続いて、報告2の説明に入るが、報告2及び報告3については、個人情報を含む部分があるため非公開で行うことと委員と確認した。傍聴人は、ここで退出をお願いします。

(傍聴人 退席)

報告2

令和元年度通勤による指導に係る児童の状況について

(個人情報を含む案件のため非公開)

報告3

教職員の人事について

(人事案件のため非公開)

松村教育長

これをもって本日の教育委員会会議を終了する。